

令和 5 年

波佐見町議会臨時会会議録

第1回 開会：令和 5年 2月 2日
閉会：令和 5年 2月 2日

波佐見町議会

令和5年第1回（2月）波佐見町議会臨時会 会期日程

日次	月日	曜	区分	内容
第1日	2月2日	木	本会議	開会 諸報告 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案審議

令和5年第1回（2月）波佐見町議会臨時会会議録 目次

第1日目（2月2日）（木曜日）

○開 会	2
○諸報告 諸般の報告	2
○議事日程	
日程第1 会議録署名議員の指名	2
日程第2 会期の決定	2
日程第3 提案要旨の説明	2
議案審議（質疑・討論・採決）	
日程第4 発議第1号	4
日程第5 議案第1号	12
日程第6 議案第2号	18
日程第7 議案第3号	30
日程第8 議案第4号	31
日程第9 議案第5号	33
○閉 会	36

第 1 日 目（2 月 2 日）（木曜日）

諸 報 告

1 諸般の報告

（1）新庁舎建設等調査特別委員会の委員について

（2）新庁舎建設等調査特別委員会の副委員長について

議 事 日 程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 提案要旨の説明

第 4 発議第 1 号 波佐見町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

第 5 議案第 1 号 令和 4 年度波佐見町一般会計補正予算（第 7 号）

第 6 議案第 2 号 波佐見町課設置条例の一部を改正する条例

第 7 議案第 3 号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 8 議案第 4 号 町内小中学校トイレ改修工事（1 工区）請負契約の変更について

第 9 議案第 5 号 町内小中学校トイレ改修工事（2 工区）請負契約の変更について

第1日目（2月2日）（木曜日）

1. 出席議員

1 番	前田	博司	2 番	濱本	秋人
3 番	澤田	昭則	4 番	岡村	真由美
5 番	田添	有喜	6 番	岡村	達馬
7 番	福田	勝也	8 番	城後	光
9 番	横山	聖代	10 番	欠	員
11 番	北村	清美	12 番	脇坂	正孝
13 番	尾上	和孝	14 番	百武	辰美

2. 欠席議員

なし

3. 議会事務局職員出席者

議会事務局局長 林田 孝行 書記 筒 晴香

4. 説明のため出席した者

町 長	前川	芳徳	総務課長	福田	博治
企画財政課長	辻川	尚徳	商工観光課長	澤田	健一
庁舎建設推進室長	大橋	秀一	税務課長	山口	博道
住民福祉課長	井関	昌男	農林課長兼 農業委員会事務局長	古賀	真悟
建設課長	本山	征一郎	水道課長	中村	和彦
長寿支援課長	松添	博	子ども・健康保険課長	石橋	万里子
会計管理者 兼会計課長	宮田	和子	教育長	森田	法幸
教育次長兼 給食センター所長	朝長	哲也	総務課課長補佐	太田	誠也
企画財政課 財政管財班係長	鶴田	秀幸			

午前 10 時 開会

○議長（百武辰美君）

御起立をお願いいたします。皆さんおはようございます。ただいまから令和 5 年 第 1 回波佐見町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめ御手元に配付のとおりです。

諸報告 諸般の報告

○議長（百武辰美君）

これから諸般の報告を行います。新庁舎建設等調査特別委員会の委員について、1 名欠員でありました新庁舎建設等調査特別委員会の委員に、波佐見町議会委員会条例第 7 条第 4 項の規定に基づき、瀨本秋人議員を指名しましたので報告します。

新庁舎建設等調査特別委員会の副委員長について、副委員長が不在でありましたが、波佐見町議会委員会条例第 9 条第 1 項の規定に基づき、副委員長に澤田昭則議員が互選された旨、同委員会から報告がありました。変更後の委員会名簿は御手元に配付のとおりです。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（百武辰美君）

これから議事に入ります。

日程第 1. 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により 13 番、尾上和孝議員。1 番、前田博司議員を指名します。

日程第 2 会期の決定

○議長（百武辰美君）

日程第 2. 会期の決定の件を議題とします。お諮りします。

本臨時会の会期は本日 1 日間としたいと思います。御異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

異議なしと認めます。したがって会期は本日 1 日間と決定しました。

日程第 3 提案要旨の説明

○議長（百武辰美君）

日程第 3. 提案要旨の説明を求めます。町長。

○町長（前川芳徳君）

皆様おはようございます。

本日ここに令和 5 年第 1 回波佐見町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御多忙のところ、御健勝にて御出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

令和 5 年に明けて早くも 2 月に入りました。1 月 3 日には波佐見町二十歳のつどい、1 月 8 日には消防出初め式、1 月 9 日には昭和おもしろ遊び塾。1 月 22 日には波佐見一周駅伝大会、29 日には生涯学習のつどいと、次々と開催されいづれも盛会に開催することができました。

1月3日の二十歳のつどいは、民法改正による成人年齢の引下げに伴い、従来の成人式から装いも新たに二十歳のつどいとして開催し、議員の皆様をはじめ多くの御来賓に御臨席を賜り厳粛のうちに開催できました。

会場では二十歳の節目を迎えた皆さんが、久しぶりの再開に旧交を温め合う姿が随所に見られ、大変うれしく感じられたところでございます。

また波佐見一周駅伝大会については、新型コロナウイルスの影響で、実に3年ぶりの開催となりましたが、自治会をはじめとする関係者皆様の御協力によりまして、無事開催できましたことに厚くお礼を申し上げます。

新型コロナの第8波の影響もあり、やむなく出場を見合せた地区もございましたが、地区の代表とたすきの重みをしょって懸命に走る選手の皆さんの姿は、町民の皆様には大きな勇気と感動を与えたものと確信するところであり、改めて選手並びに関係者の皆様へ感謝を申し上げる次第です。

さて、令和4年度も2か月となり各担当部署においては、年度の仕上げに向けて鋭意事務執行を進めているところですが、国においては令和4年度、第2次補正予算が昨年末に成立し、令和5年度に向けて切れ目のない予算執行が進められているところであり、本町においてもこれらに対応すべく準備を進めているところでございます。

本臨時会におきましては、今回の国の補正予算に盛り込まれました妊産婦低年齢児に対する出産子育て応援交付金事業の追加を主なものとする補正予算のほか、機構改革を行いたく課設置条例の一部改正。職員不祥事に係る町長の減給に係る条例改正。それと工事請負契約の変更。計5議案について提案しております。

それでは本臨時会に提出しました議案の要旨についてご説明をいたします。

議案第1号令和4年度波佐見町一般会計補正予算（第7号）は、歳入歳出の予算総額に1,260万円を追加し、補正後の予算総額を116億8,960万円とするものです。

主なものは先ほども申しましたとおり、出産子育て応援給付金事業の新規追加、繰越明許費の追加などで、財源については国庫支出金及び地方交付税の増額としております。

議案第2号波佐見町課設置条例の一部を改正する条例は、今後の人口減少社会や多様化する本町を取り巻く諸課題の対応を念頭に、自治体DXを中心に据えた業務改善を進めるため、機構改革を行いたく、現在の企画財政課を企画情報課に改編するものであります。

また今回の改編に伴い、規則を改正し企画財政課の財政管財班を総務課へ総務課の電算情報班を企画情報課へ移管することとしており、企画部門と情報システム部門を統合することで、連携を深め柔軟で機動的な組織機構としたいと考えております。

議案第3号町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例は、本町職員が起こしたストーカー行為規制法違反1件、住居侵入罪4件について11月28日に佐賀地裁において懲役1年6か月。保護観察つき執行猶予4年の有罪判決が下ったことに伴い、12月1日に懲戒免職処分としたところでございますが、管理監督責任がある私自身の処分として、3月支給の給料を10分の1減給したく、お諮りするものです。

議案第4号町内小・中学校トイレ改修工事1工区請負契約の変更について及び議案第4号、第5号町内小・中学校トイレ改修工事2工区請負契約の変更については、令和4年9月28日に本契約の議決を受け、工事を進めているところではありますが、工事内容に変更が生じ、契約額を変更したく議会の議決を求めるものであります。

なお、議会運営委員会においてお示ししておりました稗木場地区急傾斜地崩壊対策工事請負契約の締結については、再度の入札を行うこととなったことから、今回の臨時会には提出せず、再度の入札が整い次第、改めて議会にお諮りしたいと思いますので御理解をお願いいたします。

提出した議案は以上であり、詳細については御審議の折に御説明いたしますので、何とぞ慎重に御審議の上、適正なる決定を賜りますようお願いをいたします。

日程第4 発議第1号

○議長（百武辰美君）

日程第4. 発議第1号波佐見町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。福田議員から提出議案として提出されましたので、内容説明を求めます。

○7番（福田勝也君）

発議第1号

令和5年2月2日

波佐見町議会

議長 百武 辰美 様

提出者 波佐見町議会議員 福田勝也

賛成者 波佐見町議会議員 脇坂正孝

賛成者 波佐見町議会議員 北村清美

波佐見町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例案の提出について

表記について別紙のとおり、地方自治法第112条及び波佐見町議会会議規則第13条の規定により提出します。

提出理由ですが議員定数のあり方については、平成23年地方自治法の改正により議員定数の制限が廃止となり、各議会の判断によることとされ、その後、全国の議会において定数の見直しによる削減がなされてきた状況にあり、本町議会においても様々な検討を重ね同年23年に改正を行い、法定数16名を14名とし現在に至っている。

改正後の議員定数については、令和3年8月より議会改革調査特別委員会及び全員協議会において、協議と検討を進めてきたが、様々な意見があり全会一致での合意とならなかった。

しかし、全国的な動向及び県内他町の状況、並びに町民への個別の聞き取りや自治会長会から提出された「町議会議員の定数削減」の要望書、また令和2年10月執行の議員一般選挙並びに令和4年9月執行の議員補欠選挙における無投票当選となった結果等を踏まえ、総合的に勘案すると議員の身を切る改革も必要であると判断したところである。

なお、次期議会議員選挙は令和6年10月となるが、住民等への周知期間を考慮すると早い段階で現状維持か、定数改正かの結論を出すことが、議論を進めてきた各議員の責務であると考えたところである。

これまでの議員定数の議論の中では特に「3人以上の削減」、「2人の削減」、「現状維持の14人」の3案により協議と検討を行った。

まず、3人以上の削減（案）については、現状の約3割もの急激な定数削減となるため、町民の声を広範囲に聞くことが困難となり、民意を町政に反映することが難しくなると考える。また、新たな立候補者にとっては、当選することが困難な状況になりかねないことになる。多種多様なニーズを反映するためには、新しい人材を受け入れるべきと考え、多くの町民の皆様が立候補しやすい環境も整えるべきことが責務であることから3人以上の削減の選択肢はないと考える。

次に、現状維持の14人（案）については、本格的な少子高齢化により人口減少が着実に進む中、町政全体を縮小化し財政健全化を推進すべき議会は、町政に先立ち規模を抑えるべきであり、前回改正した12年前と現在の人口規模や情報の高速化を比べてみても、定数削減は実行できる環境にあるとの判断から現状維持の選択はないと考える。

次に、2人の削減（案）については、議員各自の活動範囲を広げることで、今までと同等の民意を聞き取ることも可能であり、十分町政に反映することは支障ないものと判断する。なお、2人の削減（案）の判断基準としては、議会、議員のあるべき姿、議会として機能すべき議員の一定の集積、本町の地域事情、さらに類似団体と比較するなど、諸々な点を総合的に検討を重ねてきたが、議員数のいずれが適正数値であるかは、科学的な基準や、よるべき論拠も見出しがたく、最終的には以上の諸要素を総合的に勘案し判断したものである。

以上のことから、町民福祉の向上と議会の役割を果たすことができる議員定数として「14人」から「12人」とする本条例改正案を提案するものである。

別紙を御覧ください。

波佐見町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

波佐見町議会議員の定数を定める条例（平成14年条例第11号）の一部を次のように改正する。
本則中「、14人」を「、12人」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行の日以降、初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

次に条例の新旧対照表をつけておりますので御覧ください。以上です。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

6番 岡村達馬議員。

○6番（岡村達馬君）

提案理由としてはよく理解をすることができましたけども、2、3疑義が生じたので、お尋ねしたいと思います。

いわゆる令和元年度からですね、令和4年度までの予算と決算とがですね、ほぼ倍増は出ておりませんがかなりの金額があがっております。いわゆる元年度69億から今年度111億円へと推移しておりますけれども、条例等で決まっておりますので監査委員等は増やすことはできないと思うのですけれども。

この予算決算額及びそれに伴う事業量の増を考えると、本来なら私は多少それに対応する議員あたりは逆に増やしてもいいのではなかろうかというふうに感じました。

今説明の中で、議員各自の活動範囲を広げることで民意を聞くことができると断定されましたけれども、そういった今後、今回の議員定数削減によってどのような対策というか。考えられていますでしょうか。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○7番（福田勝也君）

先ほどですね提案理由の中でも御説明しましたとおり、議員各自の活動範囲を広げることでですね。議員も言われましたけれども。今までと同様等ですね、民意をきいていくことも可能でありですね、十分に町政の反映もできることと考えております。

そのためにもやはりこれまで以上に議員間での議論の強化を図るとともに、議員活動の効率化あるいは議員一人一人の資質の向上に努めたいと考えております。

○議長（百武辰美君） 6番 岡村達馬議員。

○6番（岡村達馬君）

そうしますと、いわゆる人口問題も含んで、先ほどの予算も含めて本来今回2名減の定数減が削減されておりますけれども、人口予算額に見合った最低限の議員数というのはどのくらいで今後推移されていくというようにお考えでしょうか。

自治会長会からは5名減も一応提案をされておりますけれども。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○7番（福田勝也君）

本質疑においても提案理由の中でも説明しましたとおりですね、様々な事情等考慮すると現段階では、本町に見合った最低限定数はですね2名減の12名が妥当と考えております。

また自治会長会からはですね、5名減の提案について出されておりますけれども、そういったやはり先ほど提案理由で言いましたとおりやはり急激な3名以上の議員の減は厳しいものと考えております。

○議長（百武辰美君） 6番 岡村達馬議員。

○6番（岡村達馬君）

実際無投票当選は今回に始まったわけではなく平成10年9月に行われた町議会議員選挙でも無投票でした。

そのときの議会の対応と、今回の対応の違いをどう捉えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○6番（岡村達馬君）

岡村議員お説のとおりですね、平成10年9月の町議会議員補欠選挙はですね、2名の欠員に対して2名の立候補者があったため、無投票当選となったものでございます。

当時の議会の対応と今回の対応の違いをどう捉えていますかとのご質問ですが、無投票になったことでどういった議論がなされたのか。当時の書類等は残っておらず、また当時在籍された議員さんから何ら聞き及んでないため、対応の違いを答えることはできない状況でございます。以上です。

○議長（百武辰美君） 4番 岡村真由美議員。

○4番（岡村真由美君）

財政面での削減効果についてお尋ねします。

提案理由の中には、過去の提案があったときとちょっと違って削減効果についてはあまり書いていないのですけれども、提案どおり2名定数が削減された場合議員報酬については年間いくらの削減になるのか。

またその額は今年度の一般会計当初予算の何%に当たるのかということをお聞きします。

○議長（百武辰美君） 福田委員。

○7番（福田勝也君）

2名定数減となった場合の議員報酬について、何年間どのくらい削減になるかとの御質問ですが、議員報酬のみで申しますと年間516万円となります。

また議員報酬に期末手当及び共済会の負担金を加算した場合は、合計で836万450円となっております。ほかには議員に係る旅費、あるいは消耗品等がございますので、それ以上になるかどうか思っております。

またその額は今年度の一般会計当初予算の何%に当たるかということの御質問ですが、議員報酬につきましては全体予算の0.46%ですね。ちなみに議会費予算ではですね6.1%になっております。

合計は議員報酬と期末手当共済会の負担金におきましては全体予算の0.75%。議会費予算の9.9%となっております。以上です。

○議長（百武辰美君） 4番 岡村真由美議員。

○4番（岡村真由美君）

次に議員1人当たりの人口についてお尋ねします。本町の場合は現在約1,000人と認識しておりますが、全国の町議会の平均は何人なのでしょう。また来年の選挙で定数が12人になった場合、議員1人当たりの人口は何人になる計算でしょうか。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○7番（福田勝也君）

全国の町議会の平均は何人でしょうか。との御質問ですが、一応ですね、全国の村含めた町村議会はですね議員定数は平均11.8人。定数はですね。になっております。

議員1人当たりの人口ですが、令和3年の町村自治体の総人口が1,059万2,264人で、議員定数が1万947人であるため、議員1人の人口は、967.59人となっております。

しかし定数よりも178人の欠員が出ておりますので、定数からいきますと1人当たりの人口は983.58人になっております。

また本町でありますけども、令和5年1月末現在で波佐見町の人口が1万4,272人ですので、12名で割戻した場合ですね、議員1人当たりの人口は1,190人となっております。以上です。

○議長（百武辰美君） 4番 岡村真由美議員。

○4番（岡村真由美君）

次に選挙についてお尋ねします。議員定数が16だった平成20年、14になった平成24年の選挙において最下位で当選された方の得票数はそれぞれ何票で、その違いは何票になるのかということです。

もう一つは、また提出理由の中で3人以上の削減は新たな立候補者にとって、当選が困難になると認めておられますが、提案が通って2人削減された場合については、どのようにお考えなのかということをお聞かせください。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○7番（福田勝也君）

選挙についての御質問ですけども、平成20年の下の方の得票数が335票です。平成24年が449票でその差は114票となっております。

また最後、3人以上の削減はですねちょっと厳しいと。また2名減が妥当であると判断した理由が、こういったかたちでやはりいま成り手不足ももちろんですね、勘案されておりますけども、そういったかたちでやはり今からはモニター制とかそういったものを含めまして、議員の成り手を解消していきたいと思っておりますし、今後も2人削減ということはやはり委員会等厳しくなるかと思っておりますけども、やはり各それぞれが行動範囲を広げて、あるいは資質の向上に向けてですね、そういったものを補っていききたいなと思っております。以上です。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

6番 岡村達馬議員。初めに反対者の発言を許可します。

○6番（岡村達馬君）

発議第1号波佐見町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例案について、反対の立場から討論を行います。

町議会において議員の定数や勤務体制状況、報酬等を含め、数多くの課題や問題を日常的に見直しや検討することは至極当たり前のことです。

またこのような条例案には賛成をすることが、100倍も格好いいことも承知しております。しかし、私はあえて火中の栗を拾うことにしました。

議員定数については、これまで議会会議において協議や検討を行い、議員それぞれが意見を出し合い、互いに違いを認め合いながら判断を行っている状況にあるのも確かです。

議員定数は議会本来の業務のほか議会活動等を活発にするための討論や、多くの場での忌憚のない意見の出し合いによる必要な人員を確保すること。それに伴う実行する人数により、取り組み体制と行動のキャパシティが求められます。

この直近2回の町議選挙で無投票になったことは事実です。しかし波佐見町議会定数14名中、この2年間で6名の新たな議員が入れ替わり、その2年前からすると延べ8名が立候補しております。

実行する人がいないわけではなく、この2年間で町議会議員は激しく約半数が入れ変わっていることも事実です。

今、波佐見町議会は過渡期にあると思います。議員が町長選挙をはじめ、県議会議員選挙等への新たな志に向かって果敢に選挙という戦いに挑んでおります。

他の議会にこうした激しい動きは見られません。議員の代表的仕事としてあげられるものの一つに、定例会における一般質問があります。いうまでもなく一般質問は町民にかわり町政全般に関して、行政側に現状や見通しを問うものでありますが、特に前回の12月定例会では、一般質問への登壇者が少なく、その理由が無投票からの甘えからだとすれば定員削減もやむなしとも感じております。

波佐見町の予算を見ても、令和元年度のほぼ2倍に匹敵する111億。特別会計を含むと150億円に近い額です。

この激動する予算額、決算額の単純計算はできませんけども、いわゆる土曜日曜祝祭日を含めて毎日4,000万円を超える歳出がなされていることとなります。

特にこの2年間はコロナによる緊急性の高い事業も多く、その内容の多様性にも驚愕をしております。

一つ一つの事業内容と予算決算額に目を凝らしておりますけれども、全体を見るのには議会においても圧倒的にマンパワー不足がはっきりしております。また別の問題では職員の不祥事も目立ちます。

この10年あまりで職員逮捕に関わる事件が5件発生し、そのうち4名が懲戒免職となりました。この件数と頻度は県内ではおろか、九州の類似規模団体でもあまり見あたりません。

こうした事案の再発防止に、議会も執行部と一緒にあって議論を重ね取り組んできましたし、議会ばかりでなく町民の目も意識して行動するように促しを行いました。

職員の日常活動にも、波佐見町職員としての倫理感を持って行うよう指導がなされているとは思いますが、昨年県をまたいで的事案が発生し、失望と同時にこれまで議会で協議を重ねて作成した条例や規則等をつくっても、どこ吹く風で無力感さえ感じます。

事案が出るために議会もしっかりせよとのお叱りもいただきますけども、議員定数削減でさらなる抑止力の低下にもつながるのではないかとの危惧も感じます。

私たち議員は1人当たり3つから4つのいわゆる複数の委員会に属しております。これこそ人

員不足を端的に物語っているのではないのでしょうか。こうしたことも含め、議会各委員会や議会活動の精査がなされることでしょう。

また精査をしなければなりませんけども、定数削減後の活動計画が今の私には全く見えません。そのために議会も今、見える化に取り組んでいますけども、取り組みを始めたばかりです。

最初に戻りますけども、議会も行政もノンストップ。先に進めても後戻りができません。私は議会議員定数削減について、絶対的に反対するものではありません。こうして討論して決定することはとても大切なことだと思っております。

ただ拙速な決定に不安を持つものです。私としてはこれから1年間。議会としても模擬的な施工を含め、これまで以上の活動の中から課題や問題点を洗い出し、議員活動の足腰を鍛える対応、対策を取りながら方向性を定めていくべきだとの判断に至りました。

以上の理由から、今の時点における発議第1号波佐見町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例案について反対の態度を示さざるを得ません。

○議長（百武辰美君）

原案に賛成者の発言を許します。3番 澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

発議第1号波佐見町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例案について、賛成の立場から討論いたします。

今回提出された議員定数14人から2人削減し、12人とする本条例改正案ですが、もはや定数削減は避けられないものではないかと思えます。昨今人口減少が加速している中、県内各議会の定数削減の動きが相次いでおります。

背景には人口減少の以外にも、選挙権を持つ有権者が議会の存在の意義を問い疑う傾向もあるかもしれません。それに反して、定数削減により議員の立場からは行政監視や議会運営の機能低下を心配することも聞かれます。

その中で先日、提出理由にもありましたが本町では令和2年の議員一般選挙と、昨年の議員補欠選挙が無投票だったため、自治会長会が定数削減を要望された経緯もあり、町の特別報酬審議会は昨年の暮れ、議員定数を2人減の12人とし報酬を増額するよう町長に答申されました。

実際に私たちは議員報酬と定数について研修を受けましたが、これは別の論理で説明しなければならず、議会各議会改革の論理であって行政の行政改革の論理とは異なります。行政改革は削減を優先し効率性を重視して進められます。

この議会改革は町民との意見交換をかなり数多く重要視するようなことがあります。

しかし町民の方は議員定数には特に関心があり、以前から削減を願う声を聞いておりました。この議会改革は地域民主主義の実現であり、住民自治を充実させるための条件として議論する必要がありますが、もう時間がありません。来年選挙もある。

今回の削減は10年、15年先の将来を見据えた現実的で適正な考えだと思えます。削減されれば今後、議会議員としての責務を自覚し、また資質の向上を図り、委員会活動や議会活動を充実させるために新たな制度も検討しなければならないと思えます。

この先無投票選挙への懸念も考えられますが、提出理由にありましており、来年の10月の次期議員選挙がある中で民意を行政に反映させるためにも、また次の候補者が準備されるためにも、町民の方には必ず選挙で投票していただきたい。また選ばれた議員が選出されることを願います。

地方分権が重要視されるようになり、議会の仕事は大変重要になりつつあります。また地方議員の成り手不足は社会問題化していますが、町民一丸となり町全体で多くの知恵を結集して、町が抱えている問題に対処していかなければならないと思います。

削減になると議会も議員も、いずれも成長していかなければなりません。少数精鋭で頑張る姿勢をとらなければいけなくなります。

苦渋の決断ではありますが、議員自らが厳しい選択をして、前向きに立ち向かい定数を12人にすることへの御賛同をお願いします。

以上をもちまして、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（百武辰美君）

次に原案に反対者の発言はありますか。4番 岡村真由美議員。

○4番（岡村真由美君）

私は発議第1号波佐見町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例案に反対の立場で討論いたします。

昨今の新聞報道を待つまでもなく、本町でも多くの皆様が定数削減案を支持しておられ、反対が少数であろうということは十分承知しておりますが、あえてその少数者の御意見の一部を代弁させていただきたく、この場に立っていることをはじめに申し伝えたいと思います。

私が本議案に反対する理由はいくつかありますが、ここで申し上げたいのは1つだけです。定数の削減は今回の主な提案理由としてあげられた、無投票当選の回避。つまり議員の成り手不足の打開策に果たしてなりうるのだろうかという疑問に思うからです。

それどころか数年後には、成り手不足が加速し深刻な事態になるのではないかと。町長の目指しておられる元気な波佐見町ではなく、しぼんでいく波佐見町に向かってはいないかと私は憂慮しています。

成り手不足が加速するのではないかと危惧する根拠は、得票数です。先ほど質疑でも行いましたけれども平成20年の定数16だったときの選挙では、最下位で当選された方の得票数は335票でした。それが次の平成24年、定数14となった年の選挙では449票になりました。当然、投票率や立候補者数、各候補の得票状況等の要素が複雑に絡むため、確定的ではありませんが、定数が12になった場合当選するには最低でも500票ほど必要になると予想されます。その結果、立候補のハードルはますます高くなり、無投票と定数削減をまた何年後かには繰り返すということになりはしないでしょうか。

大量得票、多数の支持を得た者が少数精鋭で議会を運営すればそれで良いではないかという声が聞こえてきそうですが、波佐見町が今後20年後、50年後も一つの自治体として生き残るためには持続可能な町であるためには多様性が不可欠です。

議会はたとえ少数であっても、町民の多様な意見が反映される場でなくてはなりません。若者、

女性、高齢者、障がい者また町の周辺地区に住む人など、多種多様な人々の声をできるだけ反映することができるような議会制度でなくてはならないと私は考えます。

微力かもしれないが波佐見の町政をもっとよくしたいと思う人が、希望を持って立候補できる環境を守っていただきたいと切望いたします。

最後に町民の皆様から定数削減の要望書が度々提出される背景には、議会が行政の単なる追認機関になっているという、御批判もあるのではないかと今回私は感じました。

私たち議員はこの点を深く反省し日々の活動を見直していくべきだと痛感しています。御清聴ありがとうございました。

○議長（百武辰美君）

次に原案に賛成者の発言を許します。13番 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

私は発議第1号波佐見町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例案について、賛成の立場から討論いたします。

今回の定数削減については私たち議会改革調査特別委員会において、長い時間をかけ議論をしてきました。現在のところ波佐見町の人口の1,000人に1人という考えのもと現在に至っておりますが、今後の人口減少は避けて通れないところでもあります。近隣を見ても議員定数削減に向かっております。

なおかつ個別の聞き取りや自治会長会からの要望書、ここ2回に及ぶ無投票選挙の結果を見ても、議員が自ら身を切る改革が今後の波佐見町において必要と考えております。

よって今回の発議第1号に賛成いたします。

○議長（百武辰美君）

次に原案に反対者の発言を許します。反対討論はありますか。

次に原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

○議長（百武辰美君）

これから発議第1号波佐見町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（百武辰美君）

起立多数であります。

したがって発議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第1号

○議長（百武辰美君）

日程第5. 議案第1号令和4年度波佐見町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。本案について内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（辻川尚徳君）

それでは議案第1号令和4年度波佐見町一般会計補正予算(第7号)について説明いたします。歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出それぞれ1,260万円を追加し総額を116億8,960万円とするものです。繰越明許費の追加は、第2表によります。

今回の補正は国の令和4年度第2次補正予算の事業の一つとして、出産・子育て応援交付金事業が盛り込まれたのを受け今回計上するものです。

あわせて総務課で購入予定の郵便料金計器について増額補正を計上しております。

4ページをお願いします。第2表繰越明許費ですが、記載のこれら2事業は不測の理由により年度内の事業完了が困難となったことなどにより、次年度へ繰越し明許費として措置するもので、合計で1,040万円としています。

7ページをお願いします。歳入について説明いたします。10款, 1項, 1目. 地方交付税については、国からの追加交付決定により260万円増額しております。

8ページをお願いします。14款, 2項, 2目. 民生費国庫補助金。次の9ページ15款, 2項, 2目. 民生費県補助金については、出産・子育て応援交付金事業の事業費に対し、国3分の2、県6分の1の負担となっていることから、800万円と200万円をそれぞれ計上しております。

次に歳出についてですが、10ページをお願いします。2款, 1項, 5目. 財産管理費は郵便料金計器購入費について、市場価格の高騰に対応するため60万円を増額しております。

11ページをお願いします。4款, 1項, 3目. 母子衛生費は出産・子育て応援交付金事業で、令和4年4月以降の出産に対する支援で妊娠届出時と出生届時にそれぞれ5万円の経済的支援を行うこととしており、給付金のほか事務的経費も含め1,200万円を計上しております。

以上で議案第1号令和4年度一般会計補正予算(第7号)の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いします。

○議長(百武辰美君)

これから質疑を行います。質疑はありませんか。4番 岡村真由美議員。

○4番(岡村真由美君)

10ページ、歳出のところですがけれども、1つしかありませんので、財産管理費の中で郵便料金計器購入費が60万ほど補正で増額されておりますけれども、このもともとの補正前の額。この金額は何を根拠にこの金額があてられていて、どうして60万の増額になるのかという詳しい説明をお聞かせください。

○議長(百武辰美君) 総務課長。

○総務課長(福田博治君)

予算書10ページでございます。歳出2款, 1項, 5目. 財産管理費。郵便料金計器購入費でございます。

これについては予算編成時のときに、市場価格の調査をいたしまして予算計上を行いました。それをもとに昨年11月に一般競争入札を実施しましたが、予定価格を超過し不落となりました。

その後参加業者等から参考見積りを徴したところ、昨今の半導体不足で価格が高騰しているということが分かりましたので今般補正を行うものでございます。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。12番 協坂議員。

○12番（協坂正孝君）

今の10ページ郵便料金計器購入費でございますけども、一応520万という金額が繰越の中で出ておりますので、これに近い金額だろうと思うのですけどね。

考えてみるとこれ非常に高い金額なのですよ。恐らく消防車、町の備品として消防車に次ぐぐらいの大きな金額。高級車1台分ですね、それに値するような金額でございますのでこれを購入するということは、かなりのやはり理由づけがないと納得できないところがあります。

したがいまして、ちょっと2、3質問をいたします。まず現在町として発送される郵便物。これが年間なり月間なりどのぐらいあるものかですね。まず数量でお答えをお願いします。そしてその次にそれに要する金額とそれから厳密に時間は計れないでしょうけども、どのぐらいの手間暇がかかっているかということですね。

まず、それともう1点すいません。これだけですねこの機器というのは、恐らく郵便局と端末と結んで料金がすぐ分かります。それから例えばどの課から発送されたかという、このあたりの区分も分かるというように説明がしてありましたけども、そういったことで本来なら郵便局に料金別にしても、切手にしても持って行って、これ何通ですよということ例えば500通なら500通ですね、そういったことを郵便局と確認の上で出されていたと思うのですが、そういった手間暇が郵便局としても省けるわけですね。

だから両方時間的な短縮というのは大きいと思うのですけども、それによって郵便局側としての割引といいますか。そういったものの制度があるかどうか。以上3点についてお願いします。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

この今回の郵便料金計器でございますが、金額も大きいということで事前に御質問いただいておりますので、まず現物の写真を関連資料の中に入れておりますので御覧いただければと思います。開かれましたかね。

今見ていただいているのが郵便料金計器でございますが、導入機器ということになります。まずそれを踏まえて御質問3点ございましたので、まず1点目の発送の量でございますが11月、恐れ入ります。失礼しました、12月分でございますが月に1万5,700通の郵便物を出しております役場から。1日あたりにすると780通ぐらいになります。これが郵便料金の定型郵便とか普通郵便、はがきあるいは書留等ということで21種類の郵便の区分けが必要になります。

あわせて各課で予算の支出をしなければなりませんので各課が24。班も含めておりますので全部で504パターンの仕分が必要になるということでございます。

2点目の時間とか金額についてでございますが、まず3時までに各課で発送される郵便物を総務課のほうに持ってきていただきます。それを総務課の職員がさっき言ったパターンに仕分をして、そして差し出しをつくって郵便局に取りに来ていただく。これが4時過ぎとなります。ですので、その間に一気に集計をしなければいけません。

各課から持ってきたときにはそのパターンに合わせて正の字をつけているのですね。正の字がつけているのですが、郵便局は私たちが出した差し出し表を郵便局でチェックして、合わないともう1回確認してくださいというようになりますので、この作業も生じるということになります。

金額もその金額に応じたところでかなり増えるということはお知らせしたいと思います。月で約130万円程度の郵便料金が発生をしておりますので、お伝えをします。

そのためですね、今回この機械を入れることによって先ほど言った504パターンの集計が一気にできます。あわせてこれはもう切手と同じですので、直接郵便局に持ち込むということもメリットがございますので、そういった意味で県内でも導入が進んでいます。

最後にこういった機器を入れれば、どういったメリットがあるか、割引があるかということでございますが、これは郵便区内特別郵便物ということで割引が受けられるということで、例えばですが定形郵便物が25グラムで84円が73円とかいう割引が受けられるということになっております。以上でございます。

○議長（百武辰美君） 12番 脇坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

今答弁されたように、かなりの効果があるということは、私もネットでちょっとこの機器調べてみましたけども、かなり便利な機械というふうなことは理解できました。

金額的にというか恐らく時間的にも相当省力化ができるものと思っておりますし、それから時間。郵便局の時間外であっても使えるわけですね。

そういうふうなことを利便性というのは、はっきり分かりましたが、あと一つですね先に料金の割引の制ですけども、この84円を72円とするこれは現在この機械を使わなくてもできるわけですよ。町内の割引100通以上ならそれが可能なのですよ。

ですからただ私が言いたいのは、これを使うことで郵便局も手間が省けるわけですから、それに伴う割引をさらにどうにかならないのかということでございます。その点はいかがでしょう。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

まだ郵便局には直接聞いておりませんが、郵便局のホームページ等見た限りではですね、この機械を入れたからといって追加の割引があるという情報は得ることができませんでした。

したがって無いものだろうとは思いますが、こちらのメリットはもう先ほどから申し上げたとおり、かなり時間短縮ができて、かつそごがなくなる。

そして郵便料金の仕分、どうしても各課が数えた額と総務課で数えた額のそごがあつて、最終的にその調整に時間を有しているというのがなくなりますので、そういった意味では業務改善としては単純作業がかなり軽減できますので大きいものというふうに理解しております。

○議長（百武辰美君） 12番 脇坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

今おっしゃったように時間とそれから人件費ですね。勘案すればそういった効率化になるかと思っております。

最後の郵便局への割引については、恐らくこの機器を使うところはかなり増えてくると思うのですよね。ですから、そういったところと一体となって郵便局のほうにも交渉されてはいかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

可能な範囲で郵便局の方とお話をしたいと思います。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。3番 澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

11ページの7節出産子育て支援給付金のことなのですが、詳しくちょっとお尋ねします。

何人の方が対象で、給付申請方法とかですね。あと給付される場合の最近ほかの自治体でもありますけども、電子クーポン現金などそのあたりをちょっとお知らせください。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

11ページ4款、1項、3目。母子衛生費の出産子育て応援給付金につきましては、今回国において新しく制度化されました出産子育て応援交付金事業を予算化するものですが、今回令和4年度として予算を計上したものは令和4年4月以降に出産をされた方。あと4年度中に母子手帳の交付を受けた方が対象となります。

236人分として1,180万円のほうを計上しております。

支給の方法ですが、2月中に対象の方へは関係書類のほうを送付いたします。

今回の申請にはもう実際出産も済んでいらっしゃる方ですので、あわせてアンケートに回答していただくことになっておりまして、申請書とあわせて提出をしていただくようお願いいたします。申請があり次第、現金を振り込むような手筈を整えております。

○議長（百武辰美君）

質疑の途中ですが、しばらく休憩します。11時15分より再開します。

午前11時06分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続けます。質疑はありませんか。

4番 岡村真由美議員。

○4番（岡村真由美君）

先ほど質問したところと同じなのですが、10ページ2款、1項、5目ですね。財産管理費の郵便料金計器購入費についてでございます。先ほど総務課長の説明がありましたように、県下で便利なものですかとか、あと労力の節約になるので導入が進んでいるというふうに聞きましたが、当然ですね便利なものは買いたいというのがどこもそうですけれども、

県下で今導入されているところがいくつあるのか、どのくらい導入されているのかということ

と、あと私は主婦の端くれですので思うのですけれども、便利なものは買いたい。しかし何百万かかけて何年もつものなのか。減価償却というのはどのぐらいのものなのか、何年もつものなのか。

もう一つはですね、これだけ立派な機器になるとメンテナンスというのがあると思うのですね。そのメンテナンスの補修をする業者とかとの契約というのもまた年間いくらかというふうな感じでいくのか。それが購入予算の中にそういう組込まれるのか。

この3点をお聞きしたいと思います。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

まず県内で導入団体はちょっと古いのですが、昨年の3月時点で3団体が導入をされております。

次にこれだけの機械。大変便利なものでございます。先ほど申したとおり職員が単純作業を行うというのはなるべく避けたい。やはりこういったものは機械に任せたいというふうに思いますので、やはりこの2時間程度やはり今かかっていますので、それ累積するとそのくらいの効果はあるのかなと思います。

そこで保守等がどうなのかという話になりますが、保守についてはこの機械の中で保守パックを入れておりますので、その中で対応できます。そこで何年ぐらいもつかということでございますが、減価償却的には5、6年だと思いますが、しかしほかの団体さんの導入事例の年数を見ると、それ以上に長く使っているようでございますので、壊れたときは多少の修理は必要かもしれませんが、そういうふうに長く使って元は取りたいというふうに考えております。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

6番 岡村達馬議員。

○6番（岡村達馬君）

全く同じところ10ページのところですけども、先ほどからその機器の利便性等は十分理解できました。

ただ今新庁舎も建設していてですね。それまでまず待てない理由。絶対的な緊急性というのはどんなものがあるのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

こういった話は大変失礼かもしれませんが、この件については令和4年度の当初予算に既に計上し、御承認をいただいた事業でございますのでそれに基づいて行っております。ただし昨今の半導体不足による価格高騰がやはり見えないところがございます、入札が不調に終わったというところでございます。

したがってまして新庁舎の建設にはかかわらず、やはり業務改善の中でこれは導入すべきというもので決定をしているものでございます。

私も昨年の4月からこの郵便の仕分の作業を見ておりますが、やはり職員が1時間、1時間半、2時間この仕分に時間を要している。取られていると言うのはちょっとやはり、もったいないというふうに思うのですね。

やはり職員はやはり総務課であればもっとほかの仕事がありますので、そういった単純作業は機械に任せるべきだと思っておりますので、その点をご理解いただければというふうに思っております。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第1号令和2年度波佐見町一般会計補正予算（第7号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第2号

○議長（百武辰美君）

日程第6、議案第2号波佐見町課設置条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（福田博治君）

それでは議案第2号について御説明します。

議案第2号波佐見町課設置条例の一部を改正する条例

波佐見町課設置条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年2月2日提出。

提案理由でございますが、組織、機構を見直し効率的な行政運営を図るため、改正するものでございます。2ページ別紙をお願いいたします。

改正内容でございますが、第1条第2号を次のように改める。

第2号企画情報化。

附則 この条例は令和5年4月1日から施行する。

次ページ、新旧対照表をお願いいたします。

改正内容の詳細については、現在の企画財政課を企画情報課とするものです。なお、あわせて波佐見町役場組織規則を改正し、企画財政課の財政管財班を総務課へ、総務課の電算情報班を企画情報課に移管予定でございます。

以上で議案第2号波佐見町課設置条例の一部を改正する条例の説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

9番 横山議員。

○9番（横山聖代君）

先ほどこの総務課の電算情報班を企画財政課にと、財政管財班を総務課に移管すると。効率よく業務をするためということは分かったのですけれども、ちょっと質問なのですが、2点ほど聞きたいのですけどちょっと1点ずつ聞きたいと思います。

この財政班なののですけれども、この25年ほど前というのは確かに何か総務課にあったみたいということを知っています。しかし総務課の仕事、そのときの総務課の仕事の負担が多過ぎるということもあって、財政班を分けて企画財政課となったということも聞き及んでいるのですね。

そして総務課に財政班があったときの入札というのは、原課でしていたと。企画財政課になって、財政班がなくなったときに入札を一括で財政班がするようになったと。そういった財政管財班を総務課に持っていくことで、ただでさえ総務課というのは人事や何ですかね、消防、防災、自治会とかすごい業務が多岐にわたって、もう本当に負担が今でさえも忙しくされているのに、この財政管財班を総務課に移管すると、ますます総務課の職員の方の業務の負担が大きくなるのではないかというのが、少しちょっと思うのですね。

特に総務課長の負担も大きくなって、福田課長だからできるのだろうけれども、今後総務課長になる方すらいなくなるのではないかという危惧もありますけれども。このような問題をどのように捉えられているのか。お願いします。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

横山議員の御質問の中に、職員の負担が増えるのではないかというふうな御質問がございましたけれども、職員の負担はただセクションといいますか、企画財政課が総務課に移るだけでございますので、増えることは何らございませんけれども、確かに課長の負担は増えるということは否めないかなというふうに思います。

ただし現在抱えております電算情報班の仕事もたくさん、非常に多岐にわたっておりますし、そういったものを考えれば、それぞれ係のトレードではないですけれども、入替えを行っただけでございますので極端に増えるということはないのかなと。

確かに一番庁中を管理するところが総務課でございますので、要の課でございますので、一番重責のポジションでございます。その点を理解していただいてその職を全うしていただきたいというのが私の考えでございます。

それからなぜ電算情報班を企画と一緒にしたかと申しますと、やはりこれからのまちづくりは私何度も申しておりますが、国が主体的に進めております地方自治体のDX化、デジタルトランスフォーメーション。こういったものには常に町のシステム情報つかんでおります電算情報班ですね。これとまちづくりは、まちづくりといいますか組織づくりもですが、切り離せないものがございます。

そうすればやはり企画と電算情報班はやはり一緒にすべきではないかというところ。それからなぜまた元のように財政を総務課に戻すかというのは、実はずちの専決区分といいますか、文書の専決区分の中に、A決裁、B決裁、C決裁、D決裁とございますが、C決裁は総務課長決裁というのが本来ございまして、それが現在、昔は総務課長が決裁していたものが、金額によっては財政に絡むものは企画財政課長という決裁を一応運用上しておりますが、本来の今の要綱ですか規則ですね。それに沿うようにするためには、やはり財政は総務課に持ってきたほうがこの要綱、規則に沿ったものとなるというところもございます。

そういったものを全て総合的に勘案したところに、この係同士の、班ですね。班の入替えは必要だというふうに感じたところでございます。

○議長（百武辰美君） 9番 横山議員。

○9番（横山聖代君）

それは分かりました。そうしたら、こういった課内の移管について、管理職会議なり何なり多分皆さんと協議をしていって、このような議案を上程されると思うのですけれども、どのくらいの協議というのをされたのか。

そのときに上がってきたその問題点等々は何だったのか。お示しできる分だけでいいのでお願いいたします。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

私がこの改正、課の改編について管理職に申し、情報を流したのは、まだ二月ほど前の管理協議会において情報を流しております。

ただそこの中では、私がこういう方針でいきますと。私の選挙の公約としては、デジタル化をつくるという公約を掲げておりましたが、新たな課をつくるのはどうしても今の職員構成の中では管理職を設けるとか、今いる職員をさらに分けて作るのは大変厳しくございましたので、そうであるならば今の機構の中で、係の再編をさせていただいて、業務の分担をもう一度見直して、ある程度そのデジタル化にのっとったような業務ができるような体制をつくるのが、私が掲げた公約にのっとったものだというふうな判断でございまして、詳しいそれぞれの要望というのは、実は管理職からは受けておりません。

ですから、またこの1年間やってみて本当に不具合が出てくるようであれば、そこの中での見直しもやぶさかではないというふうに考えております。

○議長（百武辰美君） 12番 脇坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

町長の、この案を提出される以前の考え方には、選挙公約にありましたように、今説明がありましたようにデジタル関係の部署について、かなり、室なり、当時は恐らくデジタル課ということで表明をしてあったかと思うのですけども、そういったことで、独立した組織であったかと思うのですが、トーンダウンした理由ですね。

これは先ほどのほかに、関連性がうまくいかないというふうな、そういったことのほかに何かありますか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

先ほど申したことと重複しますけれども、新たな部署をつくるために新たな管理職を設けるとするのは今の職員構成の段階で非常に厳しいものがあるということと、先ほど申したようにまちづくりと、連動したデジタル化というのは切っても切り離せないものがあるので、当面はそういったセクションをつくって進めていって、さらにやはりこれは専門性が必要であれば、その時点でまた考えさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 12番 脇坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

今後場合によってはですね、そういったことも考えておられるということでございますけども、町長が最初描いておられるような業務。そのあたりが可能かどうか、その辺はいかがですか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

新年度の予算にも関わってきますので、詳しいことはなかなか申し上げにくいところがございますけれども、外部人材の招聘や、ある程度のそういったものをそういう今の新しく名称変更しようとする課の中で、対応してまいりたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 12番 脇坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

外部人材等を招聘するという事になれば、まずやっぱり少なくとも室ぐらい。課とかまではいかなくても、室ぐらいの編成は必要じゃないかと思うのですけども、そのあたりはどうですか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

私の考えとしては必ずしも室のほうを設けるということは、必要とは特には思いませんけど、あればあれで越したことはないのでしょうけども。

今の本町の職員数を考えたときにどうしても、もし室を設けるようであれば1室1人というふうな対応になってしまわざるを得ないのかなという感じがしておりますので、現時点では課の中に、そういったC I Oといいますかね。そういった情報なんだっけ、情報集積班ですか。担当ですかね。そういった位置づけで、取り組んでいきたいというふうな考えでございます。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。 11番 北村議員。

○11番（北村清美君）

過去に2回ほど大きな組織変更がっております。先ほど町長は説明あつてはいますけども、平成24年に総務課、商工企画課から3つに分かれています。総務、企画財政、商工振興課。これはその当時約13年前の話ですが、この当時の幹部職員さんにちょっと聞きました。何人かに。そしてこれは年2、3年ぐらいかけて変更したということを知っております。

私はその内容は今かれこれ説明されてはいますが、あまりよく分かりません。ただ3年かけて皆さんで協議をされた。それでやっと上程されたということです。

それと令和2年。住民福祉課と、健康推進課が住民福祉と子ども・健康保険と長寿支援課に分かれました。これも最近のことですから、約2年間かけてこれを調整されたということなのですよ。

今回は私のこの間の全員協議会の説明では、1月16日に町長から管理職会議に説明があつたということを知っております。

そして先月の27日に議会運営委員会で、総務課長が説明にこられました。

なぜこの短期間、10日ちょっとほどでこの提案が上程されるのですか。これが分からない。この説明をしてください。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

あまり、お怒りにならないでほしいのですけれども、先ほど議員おっしゃったように、平成24年それから令和2年。これは明らかに改変ですよ。2課あつたものを3課に増やすと。新たな業務が入ったからでしょう。

ただ私は今回、新たな課を増やすとは申ししていないのですよ。それぞれのセクションを機動的に、機能的に動かすためには今の電算はやはり企画に持って行って、企画にある財政管財班は総務課に持っていったほうがより機能的に、機動的に、その能力を発揮するという考えのもとで、要するに班の組替えをちょっと提案して、そこの中に業務の一端を加えたと。さらにただ課の名前を企画財政課ではなくて、企画情報課にしたいと。条例上ですね。

企画財政課になっておりますので、そういった提案でございます。過去の24年、令和2年の状況とは若干違う。

それからこのデジタル化の中において1年を通して協議、2年を通して検討というスピード感では、国が2025年度までにデジタル実装しないと市町村はもうついていけませんよ、面倒見ませんよという状況の中では、市町村自体も危機感を持って、緊急の対応を求められているところでございますので、そのためには、しっかりとリーダーシップをここで発揮すべきだと。

特に自治体DXの推進においては、あらゆるところで強調されるのは、首長がトップダウンの姿勢で臨まないと進みませんよと。というのはどうしてもデジタル化に対する職員の考えが、ハードルが高いと。新しいものに取り組むためには、今までやってきた仕事がしやすいのですよ。新しいことをするためにはどうしても抵抗感がある。そのためにはやはり、上がリーダーシップを発揮しないと進みませんよということを、国においても、県においても十分耳にたこができる

ぐらい聞かせてきております。

そのためにはどうしてもこの機構改革、班の編成というのが必要ということで上程させていただきました。以上でございます。

○議長（百武辰美君） 11番 北村議員。

○11番（北村清美君）

私はよく分からない。どうして内部調整をしないのですか、話を。どういうプロセスをやって皆さんに、課長連中に理解させたのですか。理解していないでしょ。

なぜ今のシステムでそれができないかを検証されて、そしてもしできなきゃ、こういう改革をしなきゃいけないというのがベストじゃないですか。その点どうですか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

おっしゃるとおり、そういった時間があればそうすべきでしょう。しかし待ったなしなのです。そういう危機感を管理職にも私は分かってもらえたと思いますし、当然反対の意見があれば、管理協議会の中でも拙速ではないですかとか。私はこう思いますよという意見が出てしかるべきでしょうけども、そういう機会っていいですか雰囲気をつくれなかった私の責任ではございませんけれども、そういう状況ではなかったと。ましてやそういう状況にあるべきではないというふうに私は思っております。

そういう状況の中で4月以降の人事を考えればこの臨時会において、上程せざるを得なかったというのが実情でございます。

○議長（百武辰美君） 11番 北村議員。

○11番（北村清美君）

それは町長の理論でしょ。課長はどうです課長たちは。実際問題として。

この間の1月27日の説明会のときは、完璧に総務課長答えられなかったのですよ。どうしてですか。

これが、なぜトップダウンしてそういう説明があるのなら、説明して堂々といかないといけないじゃないですか。それができてないじゃないですか。これはまだ私質問しますよ、まだ。これは大きな問題なのですよ。

あなたを怖がって職員が何も言えないと。事実は出てきているわけですこれで。その点は町長どう考えですか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

大変厳しい御意見でございますが、私を怖がって職員が何も言わないと。決して私はそういうことはないと思います。私はもう職員には優しく接しておりますし、ある職員が大変悩んで直接私のほうに相談に来ます。

怖れられたらそういう職員が私のところに相談来ますか。来るのです私の町長室に、聞いてくださいと言って。

ですから1面的に見れば私は怖いかもかもしれません。独断的かもしれません。しかしそれは首長のあるべき姿として、こうだと思ったときにはやはりどこかで落ち通さなければならぬのが首長だと思いますし、説明の中で総務課長が答弁し切れなかったというのがございましたので、その点につきまして私はその状況におりませんので、どういった状況なのか分かりませんので総務課長のほうから答弁をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

まず私たちは町長から任命を受けた職員でございます。議員さんのそういった御発言。その中で首長の意見について、私たちが反対めいた話を求められたときにお答えできる立場ではないということは御理解ください。

ただし私たちは、町長の意向、方針、そして公約の実現に向けて、職員と一丸となってやる立場ということは変わりございませんので、今回の機構改革でもしっかりと、それぞれの管理職が職責を果たすものと思っております。

○議長（百武辰美君） 9番 横山議員。

○9番（横山聖代君）

私が町長の先ほどの説明を受けてちょっと疑問があったので、ちょっとそこを聞きたいのですけれども。

確かにですね企画班と電算情報課が一緒になるのは、確かにDXをやっていく上では、確かにいいと思うのです。でも財政管財班というのってすごく何ですか。町政をする予算とかのやつもされているし、決算とかもされているし入札とかもされている。すごい仕事量も確かに多いようなところであって、その決裁をしないとイケないのは、やっぱりその課の課長かなと思ったから、今度それが総務課に行ったら、やっぱり総務課長の負担というのが、今の総務課長の負担がどのくらいあるかも私はちょっと分かりませんが、それが、財政管財班が総務課長に行ったときに、総務課長のこの業務の負担がどのくらいになるかというのは私には計り知れません。

けれども何か町長が言われた取りあえず1年ぐらいやってみてそこで、不具合が出たらまたそこでやり替えるって言われたのですが、一つのこの事業をやってみたいんだ。さあじゃやってみようって言って何かできなかつたら、ここ変えていこうっていうようなやつと、班が変わってその人が働いていくというところとはまた違うのではないかなあとは思っていますね。

だから班を変えるだけでしょうけれども、何なのですかね。そのそこには働かれる人の何か今以上の負担がかかるのではないかと思ったときに私はそこにちょっと疑問があるのですね。

あるのですが、何やっぱそういう何ていうのかごめんなさい。私の考えがまとまっていないのですけれども、確かに新しい課をつくるのではなくて、今ある課で班を変えるというのだけでも、ちょっと負担が大きいところが総務課にはあるのではないかと思うのですが、もう一度そこはどのようにその負担を軽減していくようなことを考えられているのかをもう一度お聞かせください。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

総務課に責任が偏ってしまうのではないかと。仕事の量が偏ってしまうのではないかとというふうなお尋ねかと思いますが、で、あれば一方の企画情報班が軽くなってしまうのかということでは決してないのですよね。そこはちょっと御理解いただきたい。

それから増えた分はどのように対処するのかと。それは職員の増員であったり、あるいは資質向上であったり、今いる職員の中でしか対応はできないわけですよね。そういった対応をいろいろ考えながら負担軽減とまではいきませんが、一方に偏らないような配置をしなくてはならないなというふうに思います。

ただ一番考えてみたいのは企画と、本来企画と財政というのは相反するところがございます。一方はまちづくりでどんどんどんどんまちづくりを進めようというふうに、一方は事業を進めようとする立場。

一方ではそれを予算「入るを量りて出ざるを制す」の立場で、一方は進めよう、一方はそれを止めようという立場であれば、それはやはり本来は分けてあるべきセクションなのかなというふうに思います。

ただいままでの流れの中で、どうしても企画と財政は今配置の中でまとめたほうがいいのであろうということであって、以前は商工企画課という中で今でこそ忙しいあの商工の中に企画・電算班まであるような機構だったのですよ。

それで新たに企画財政課が出来たということでもありますので、そこあたりの仕事の分量はですね今までの経験値の中で、大分考えられてきたものだと思いますし、今回の機構改革についても確かにやってみなければ分からないところもありますけれども、まずはやらせてください。そういうふうに思っております。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

○4番（岡村真由美君） 4番 岡村真由美議員。

○4番（岡村真由美君）

ものすごく初歩的な質問なのですが課長、各課長に対してはお話をされたと聞きましたが、班っておっしゃいましたね。管財班、情報班ですかね。その班の班員さんの数は現在その班は何人で構成されている、それぞれ。そして班長さんがすいませんどなたかお名前聞かせていただければ教えていただけますか。と、班長さんの御意見というのは十分お聞きになったのかと。

もう一つ私がすごく興味があるところはですね、外部人材を招聘することもあると。特にDXに関してはですね。雇えたらそれに越したことはないなと思うのですが、この数年県のほうから企画財政課長として、私が知っているだけでも2人見えていますね。この方は例えば来年はまだ任期途中かなと思うのですが、この方はそのまま企画情報の課長としてそのままおられるのかなと。

どういったお仕事を企画だけをされるのかなというふうにちょっと思いますので、そこら辺を少しお聞かせいただければと思います。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

今回の機構改革については、先ほど議員さんからありましたとおり今年に入って町長から具体的な話がございました。それ以前も一般質問等で町長公約の実現のために組織はどうするかということも御質問いただいたので、短編急に出たわけではないというふうには理解をしております。それを具体的に示したのが、今年に入ってからというふうに考えております。

そこで班員等にお話をしたかということですが、町長からお話あった後それぞれ班員のほうには話をしております。そこで電算情報班は今2名。係長1名そして主事が1名。そして財政管財班は3名。係長1名あと主査、主任というふうに考えておるところでございます。当然、企画財政課においてもそれぞれ、今回の機構改革等々について話があったものと思います。

町長が何遍も申しているとおりに班自体の業務については大きく変わりません。ということもありますので、そのあたりで大きな反対意見があったかどうかと言うと、総務課においては特になかったということでございます。

そこで外部人材等というお話がありましたが、それは次年度令和5年度の予算にもかかわりませんので、ここで入れますとか入れませんかというのには申し上げられません。あるいは先ほどから企画財政課長の辻川課長さんの話についても、当然人事に関わることで、ここでどういったものであるかということも申し上げられませんので、そういった状況を踏まえて御理解お願いできればと思います。

○13番（尾上和孝君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

さっきちょっと補足になりますけども、これは県との人事交流の中で協定を結んでおりますので、その取り扱いについては現在、県とも協議中でございますのでここでの答弁は控えさせていただきますというふうに思います。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。賛成ですか反対ですか。

11番 北村議員。

○11番（北村清美君）

皆さんこんにちは。今度の議案第2号議案に関しまして、私は反対の立場で討論をしたいと思っております。

これは先ほど質問をしましたが、平成24年度令和2年度に大きな改革がっております。そしてこのときには課長担当、執行部の方、綿密な打合せされて実行されております。こういう伝統があります。

なぜ、こういうように拙速してされたのかというのが本当に疑問です。何でこうあるべきじゃない。本当は今のシステム組織を使って、本当にいなくなったら組織変えというのはあります。これしなきゃいけないのですよ。

なぜすべきなのか今。それが分からないのです。わからないと同時に先月の16日に課長席で説明をして、27日に総務課長が議会運営委員会に説明に来られました。なぜこれを町長が説明に来ないのですか。町長自身が決めたことでしょ。上程するってこと。なぜですか。

それはそのとき東京出張に行かれたという話なのですが、どうしても行かなきゃいけない出張なのですか。そっちが大事なのですか、こっちが大事なのですか。町長しかわからないことは町長が説明すべきなのです。もしどうしても東京行かなきゃいけなかったら、そしたら日程変更すればいいじゃない。お願いして。それをしなかった。総務課長に一任した。なぜですかこれは。

自分しか本当にわかんない人が説明しないと、皆さんに説明はできないですよ。違いますか。これが分からないのですよ。私には。私は町長みたいに頭がよくありません。しかし人間ですよ。犬猫じゃないのですよ。町長の町民、議員、職員この軽視というのは大変なことだと思いますよ。だから説明をしないということにつきます。町長の論理からいきますとね。それでこういう上程をしたと。

なぜ今なのか甚だ疑問ですよ。一番重要なことであれば、町長自らが説明して回るべきではないですか。別の日程を考えてもいいのではないですか。東京出張行かなくてもいいのではないですか。これは軽く見ているのですよ。私から言わせたら。

重要な案件じゃないから任してしまおう。これです。そういう考え方ですよ。それしか言えないのですよ。

まあ基本的に町長は取り組む姿勢に強烈な違和感を覚えるわけですよ。この議案は十分職員間で納得してもらったのか。審議されたのか。審議してないことは明白なのです。今の説明から見て。なぜでしょう。俺らの言うことは理解できないからというのが結論なのです。こんなことは許されますか。

少なくとも課長、職員には理解をしていただいて、そして上程すべきじゃないですか。それが私の常識ですけれども、私の常識は町長にとって非常識なのです。町長の常識が我々、私にとっては非常識なのです。どっちがそうなのですか。ここはね皆さん本当に考えないといけませんよ。

そういうことでやっぱり問題があるかと言います。こういうことは今まで実は今年の初めに、こういうことは話してはいけないのでしょうかけど1月6日に副町長人事の案件あって、ある人を示されました。

そしていろいろありまして何日でしたかね、1月17日全員協議会で町長は明言されました。上程すると。

そして何かありまして、本人が辞退をされたということなのですね。そして町長はそのときに取り下げの連絡を議長に電話されました。電話ですよ。

我々議員の前で明言されたことを簡単に取り下げされたわけですね。電話で。そういうかれこれが全てにきているわけです。今回の組織変更も。

だからこれは一つ、ここで町長は反省をしてもらわないといけないのですよ。そうじゃないでしょうかね。町長というのは今現在45年間の行政のプロですね。これはもう間違いない事実です。

でも行政のプロと町長は違うのですよ。違うでしょ。皆さんお分かりでしょ。仕事っていうのは。その点を勘違いされているのではないかというふうに思います。

だから町長というのは波佐見町の顔ですね、皆さん。ミッション、目標。それからパッション、情熱。アクション、行動。この3つが必要なことは皆さんも重々承知されていると思います。

12月の議会の答弁の中に、町長は自分が先頭に立って進んでいきますと力強く宣言をされました。実際やっていることはどうなのですか。みんな人任せでしょ。自分全然動いていないじゃないですか。これが本当に褒められることですかね。自分しかわからないことは自分で説明しないといけないですよ。それが町長の仕事ですよ。そうじゃないでしょうかね。

そういう意味で今回は反対の意見を述べさせていただきますが、もう一つ町長に苦言を申し上げたいと思います。

今後こういう町長の案件が出た場合、今までも精査はしていました。でも次からは1精査、2精査、3精査。ここまでやりますよ。どうします皆さん。そうせざるをえないでしょう。自分で説明しないのだから、こちらで調べる以外しかないのですよ。それで町長には今後、猛省されて町政にあたらんことを切にお願いをしたいと思います。

選挙の投票では半分以上の投票が前川芳徳町長に名前が記載されたわけですよ。それを背負って、肝に銘じて今後生きてほしいわけです。波佐見町をリードしてほしいわけですよ。

自分の至らないところは謙虚に反省して、職員、議員、町民。皆さんの意見を聞き、そして係に説明するのが大きな町長の仕事だと思います。これを本当に肝に銘じて、今後にあたってほしいと思います。

以上をもちまして私の反対討論とさせていただきます。長々と失礼いたしました。ありがとうございました。

○議長（百武辰美君）

続いて賛成の討論はございますか。

6番 岡村達馬議員。

○6番（岡村達馬君）

お疲れさまです。議案第2号波佐見町課設置条例の一部を改正する条例案について、賛成の立場から発言をいたします。

前川町長はさきの町長選挙で初陣を飾りました。本来ですと側近を固め、番弱な城を築き天下をとったことを示した後に、新たな施策を市民に知らせるべきですけども、現状を見ていますと、とてもその暇もなく多忙に動きまわっていらっしゃいます。

北村議員言われるように確かに説明不足の感はありますがけれども、今回は国の施策が緊急であ

ることと、町のDX業務を優先させ、町の安定を図りたいとその思いであったことは見てとれます。

またその趣旨を酌み今回の条例案が仮に否決された場合、町民の今後の暮らしへの影響は計り知れないところが出てくるものもあると、いうふうに承知をしております。

その趣旨を汲み、私は議案第2号波佐見町課設置条例の一部を改正する条例案について指示をし、賛成をいたします。

○議長（百武辰美君）

次に反対討論はありますか。12番 脇坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

議案第2号波佐見町課設置条例の一部を改正する条例に、違ったかたちで、違った立場で反対討論をいたします。

まずですね企画情報課に改編と。電算情報班を企画情報課に改編ということでありますけども、総務課から企画情報課へ移行しただけで、いわゆる頭を変えただけで班のままでは効果があるとは思えないわけですね。

やはり町長の施策を実施に移行するため、移すためには実現するためにはせいぜい、せめて室として独立した組織として役場の全課、全職員を指導し連携して町をあげて推進しなければならないと、そういったことをございます。

それから財政管財班を総務課に移行するというについては、先ほどから話がありますように、総務課へ重要な業務が集中し過ぎないか。そのところを懸念しております。

特に人事と金。これが総務課に移ってしまうということになりますと、違った心配もしなくちゃならないということをございます。こういった中での改変には、やはりちょっと納得できません。以上です。

○議長（百武辰美君）

次に賛成討論はありますか。

次に反対討論はありますか。

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第2号波佐見町課設置条例の一部を改正する条例を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（百武辰美君）

起立少数であります。したがって議案第2号は否決されました。

しばらく休憩します。13時30分より再開します。

午後0時07分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

福田議員より発言の訂正の申出がっておりますのでこれを許可します。福田議員。

○7番（福田勝也君）

午前中の発議第1号波佐見町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例案の提出についてですが、さきに岡村真由美議員のほうから2名定数減となった場合の議員報酬等についての減額は、今年度の一般会計当初予算の何%にあたりますかというふうな御質問がありましたが、議員報酬の全体予算の0.46%と申し上げましたが0.046%の訂正をお願いします。

また議員報酬、期末手当共済会負担金をあわせた分はですね、全体予算の0.75%と回答していましたが0.075%の間違いでした。一応訂正しおわび申し上げます。以上です。

日程第7 議案第3号

○議長（百武辰美君）

日程第7. 議案第3号町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（福田博治君）

それでは議案第3号について御説明いたします。議案第3号町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例。

町長及び副町長の給与に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。令和5年2月2日提出。

提案理由でございますが一般職の職員の懲戒処分に伴い、管理監督責任がある町長の給料を減額するため改正するものでございます。

次ページ。別紙をお願いいたします。改正内容でございますが附則。これは本附則になりますが、に次の1項を加えるものでございます。

第8項、令和5年3月に支給する町長の給与月額、第1条の規定にかかわらず同条に規定する給料月額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

附則。この条例は公布の日から施行する。なお新旧対照表は別紙のとおりでありますので、あわせて御確認をお願いいたします。

以上で議案第3号町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例の説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第3号町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。

したがって議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第4号

○議長（百武辰美君）

日程第8. 議案第4号町内小中学校トイレ改修工事（1工区）請負契約の変更についてを議題とします。本案について内容説明を求めます。

教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

それでは御説明申し上げます。

議案第4号町内小中学校トイレ改修工事（1工区）請負工事請負契約の変更について。

令和4年9月28日付けで請負契約を締結した町内小・中学校トイレ改修工事（1工区）について、別紙のとおり変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

令和5年2月2日提出。

提案理由でございますけれども、本件は町内小中学校トイレ改修工事（1工区）について工事内容に変更が生じたため変更契約を締結するものである。

別紙を御覧いただきたいと思います。

契約の目的 町内小・中学校トイレ改修工事（1工区）

契約金額 変更前の契約金額1億6,148万円。今回の増額648万100円。変更後の契約金額1億6,796万100円。

契約の相手方 東彼杵郡波佐見町宿郷959番地10 株式会社 小佐々建設

代表取締役 小佐々 保寛

主な変更工事概要でございますけれども、1工区につきましては南小学校と中学校が対象になっております。南小学校につきましては壁材の追加工事。それと電気設置に伴う排水管はつり工事が増加いたしております。中学校におきましても壁材の変更。それと土間コンクリートの工事の減。それと、はつり工事の増加ということになっております。

この工事につきましては9月28日に契約をいただきました後に、各学校、校長先生ですけれども来ていただきまして、業者の方と打合せをしながら工事を進めてまいっております。

今まで6回の工程会議を経て、2月の7日が次の7回目の工事工程会議でございますけれども、そういった工程会議の中で業者の方、学校のそういった打合せをしながら壁材の補修とかそういった変更をしながら工事を行ってまいっております。

どうしても今回、こういったかたちで当初の設計と変更が生じたために変更をお願いするものでございますけれども。一番私たちとしては配慮していただいたのは、どうしてもやっぱり学校が授業中でございますので、そういった授業にできるだけ配慮していただきたいということで、音の出る工事につきましては極力、そういった授業が終わった後をお願いするというので、業者の方にも御協力をいただいて工事を進めてまいっております。

その関係もございまして、工期についても2月末の工期でございましたけれども、3月末までの変更ということで考えております。

以上御説明申し上げます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。4番 岡村真由美議員。

○4番（岡村真由美君）

南小学校、中学校のほうが先に来ているのでこちらから質問申し上げますが、便器設置に伴う排水管はつり工事の追加というのは、はつり工事ってなにか剥がす工事というふうにちょっと調べたらあったのですけれども、これは箇所が追加なのか、その工事自体が全面的に追加なのかということをよくお答えください。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

どうしても最初の設計の段階で、現場の位置的なものがどうしてもやっぱりずれが生じてまいりまして、その関係ではつり工事が増えたというところでございます。

○議長（百武辰美君） 4番 岡村真由美議員。

○4番（岡村真由美君）

分かりました。新たに工事が必要になったというわけじゃなくて、必要な箇所がまた新たに見えたということですね。よく分かりました。

あと南小学校、中学校ともになんですけれども、壁のメラミン化粧版の追加というのも、追加する場所が思っていたより増えたということですね。はい、分かりました。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

そのとおりでございます。現場の状況に応じてそういった工事が増えたということでございます。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第4号町内小・中学校トイレ改修工事（1工区）請負契約の変更についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第5号

○議長（百武辰美君）

日程第9. 議案第5号町内小・中学校トイレ改修工事（2工区）請負契約の変更についてを議題とします。本案について内容説明を求めます。

教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

それでは議案第5号を説明いたします。

議案第5号町内小中学校トイレ改修工事（2工区）請負契約の変更について。

令和4年9月28日付けで請負契約を締結した町内小・中学校トイレ改修工事（2工区）について、別紙のとおり変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

令和5年2月2日提出でございます。

提案理由としましては、本件は町内小中学校トイレ改修工事（2工区）について工事内容に変更が生じたため変更契約を締結するものである、ということで別紙を御覧いただきたいと思いません。

契約の目的 町内小中学校トイレ改修工事（2工区）

契約金額 変更前の契約金額1億1,968万円。今回の増額748万8,800円。変更後の契約金額1億2,716万8,800円。

契約の相手方 東彼杵郡波佐見町湯無田郷849番地1 株式会社 上山建設

代表取締役 上山 誠

主な変更の工事概要でございますけれども、2工区につきましては東小学校と中央小学校が対象校となっておりますけれども、東小学校につきましてはコンクリートからモルタルへの変更ということで、こちらにつきましてはちょっと深さが足りなかったということでコンクリートからモルタルの変更ということになっております。また便器に伴うはつり工事につきましては、現場の状況がちょっとずれていたということで、それに伴うはつり工事の増加でございます。

中央小学校につきましては天井化粧板のボードの追加ということで、こちらにつきましては天井化粧板を一部だけ変更ということで考えておりましたが、工事の関係上天井を全部工事をするということで、そういった追加になっております。

それとあと便器の排水管の関係ではつり工事が増加したということでございます。

以上御説明申し上げます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

9番 横山議員。

○9番（横山聖代君）

東小学校のコンクリートからモルタルへの変更であるのですが、その説明で深さが足りないからってちょっと意味が分からなかったのですが。ちょっと工事の工法的なところちょっと私も分からないのですが、コンクリートとモルタルの違いというのを私なりに調べたときに、モルタルのほうは砂利が入っていないので目が何ていうのですか、細くなるから手触りがよくなるみたいな感じで書かれていたのですね。

だから、やっぱり子供たちがけがしにくいためにモルタルにするのかなとは思ったのですが、そういうのはまた違うのか。どういう意味なのか深さが足りないというのが。

その説明と、あと東小だけがコンクリートからモルタルに変更とありますが、ほかの小中学校と中学校の変更はなかったのかをお尋ねします。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

東小学校がコンクリートからモルタルということでございますけれども、こちらにつきましては深さが足りなかったということで、現場においては大体コンクリートの砂利を入れますので、どうしても10センチメートル以上なければコンクリートで打てないということでお聞きしております。

東小学校が掘っていったらっていう言い方おかしいかもしれませんが、この工事箇所が10センチメートル以上取れなかったということで、モルタルに変更しますということで聞いております。このモルタル工事につきまして東小学校のみでございました。

○議長（百武辰美君） 4番 岡村真由美議員。

○4番（岡村真由美君）

私もはつり工事は全て共通しているので、同じようなことがやっぱりあるのだなと思ったのですが、メラミン化粧板の工事はここには来ていないのですが、これ私が推測するに学校別に建てられた年数とか、どういった形状でトイレがなっているとかあるので、そのメラミンの分はここには追加工事には至らなかったのかなと。

実際小学校に行ってトイレを比較したことがないものですから基本町内の4つの、小学校3つ、中学校のトイレというのは同じようなサイズは違うと思うのですが規格でつくられているものなのかなと。

追加工事の中身がちょっと違っていたもので、確認をしたいと思います。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

学校現場とそういった工事関係者とのですね協議の中で、今回はそういった壁の工事までは必

要じゃなかったということで聞いております。

今回は中央小学校で天井を部分につきまして、一部の工事でいいかなと思っていましたけども、そういった現場の状況によってですね、やっぱりその工事がちょっとしにくいということで、全体的にということでこういった工事を追加しております。以上でございます。

○議長（百武辰美君） 6番 岡村達馬議員。

○5番（田添有喜君）

先ほど横山議員とも問題共通するのですが、いわゆるコンクリートとモルタルはもう強度も耐久性も全く違うのですよね。

そうしたときに先ほど深さを言われましたけども、幅的なものはどのくらいあったのでしょうか。それとある程度強度が必要であれば多少深く掘ってでも、コンクリートでやるべきだとは思いますが、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

申し訳ございません。幅的なものはちょっと数字的なものは持ち合わせておりませんが、東小学校のコンクリートからモルタルの変更ということで166平米が変更になってあがってきております。

その深さにつきまして、強度につきまして、もちろんコンクリートのほうが強いというのは分かっているのですが、今回はそういった場所によって、そういった深さが取れなかったということで、やむを得ずモルタルの変更ということになっております。

○議長（百武辰美君）

よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第5号町内小中学校トイレ改修工事（2工区）請負契約の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって議案第5号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。これで本日の会議を閉じます。

令和5年第1回波佐見町議会臨時会を閉会します。御起立お願いいたします。

お疲れさまでございました。

午後 1 時 50 分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員